

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成29年8月29日提出
霧島市長 前田 終 止

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第277号)の一部を次のように改正する。

別表福島八軒住宅の項、同表陵北団地の項、同表橋之口住宅の項、同表松元住宅の項及び同表沢馬場2住宅の項を削り、同表中

「

三田坪団地	霧島市隼人町松永一丁目88番	簡易耐火構造 平家建	5	昭和41
	霧島市隼人町松永一丁目88番	簡易耐火構造 平家建	3	昭和44

」を

「

三田坪団地	霧島市隼人町松永一丁目88番	簡易耐火構造 平家建	5	昭和41
-------	----------------	---------------	---	------

」に、

「

霧島市福山町福山5150番地 36	簡易耐火構造 平家建	10	昭和52
----------------------	---------------	----	------

」を

「

霧島市福山町福山5150番地 36	簡易耐火構造 平家建	8	昭和52
----------------------	---------------	---	------

」に改め、

同表田尻第2住宅の項を削る。

(霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について)

第2条 霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第278号)の一部を次のように改正する。

別表第1 ひばりヶ丘住宅2号の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

老朽化した市営住宅及び市営単独住宅の取壊しを行うため、関係条例の所要の改正をしようとするものである。